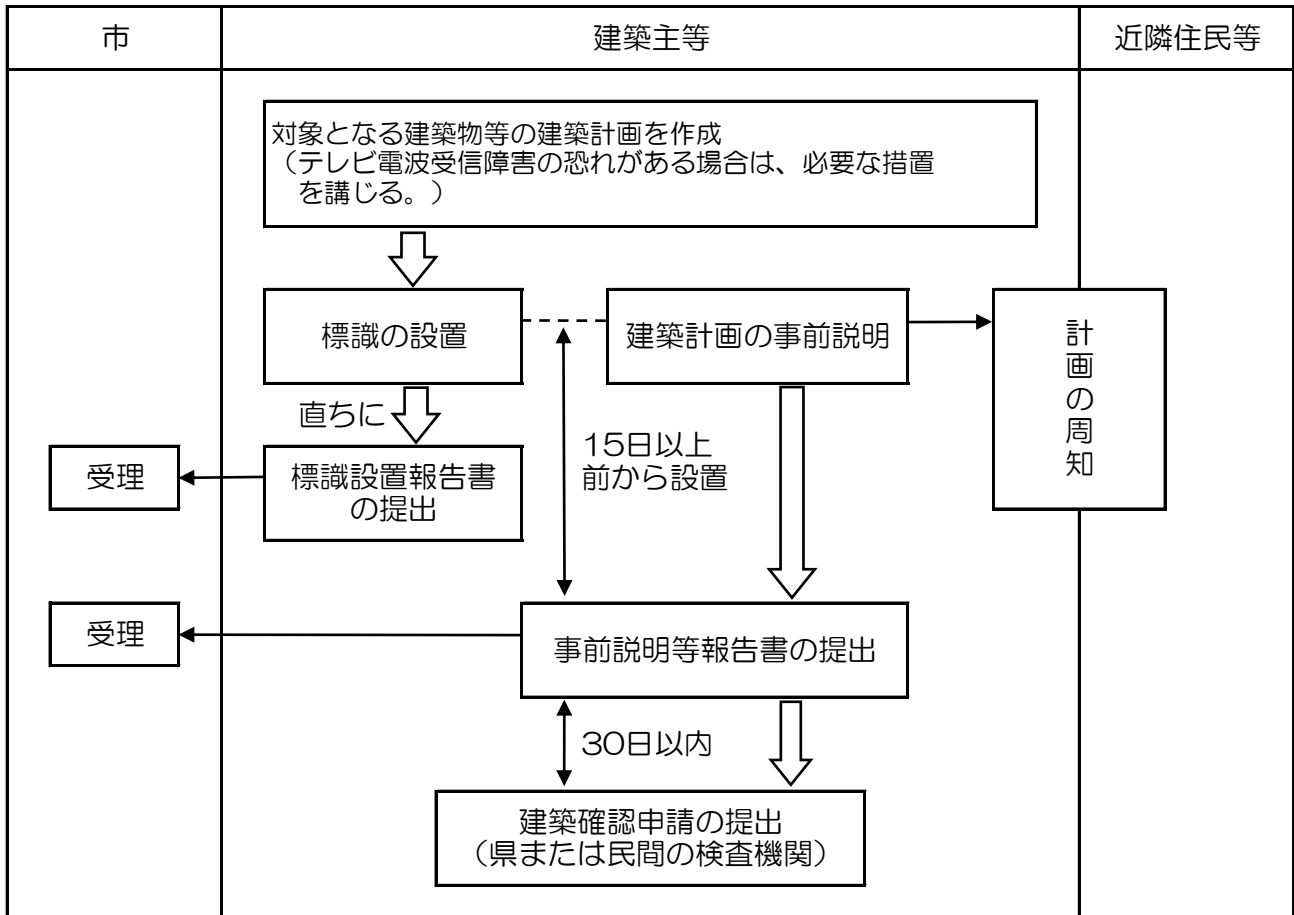


# 武雄市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防に関する条例【手続き】

## 1. 手続きの流れ（フロー図）



## 2. 手続き・提出書類

### ●標識の設置（条例第9条、条例施行規則第4条）

標識は、中高層建築物等の建築計画のお知らせ（様式第1号）を使用し、大きさは縦横それぞれ90cm以上とする。また、風雨のため容易に破損しないように作成し、表示した文字が不鮮明にならない塗料等を使用する。

設置期間は、中高層建築物等の工事に着手する日までとし、中高層建築物等を建築しようとする敷地の見やすい場所に設置する。

### ●標識設置報告書の提出（条例第9条、条例施行規則第5条）

標識を設置したときは、直ちに標識設置報告書（様式第2号）を作成し、市へ提出する。標識設置報告書には、条例施行規則第5条第2項に規定する図書を添付する。

### ●建築計画の事前説明（条例第10条、条例施行規則第6条）

建築確認申請をしようとする前に、近隣住民へ事前説明を行い、周辺住民の求めがあるときは、当該周辺住民に対しても事前説明を行う。

また、説明会の開催を求められたときは、これに応じるように努める。

事前説明は、条例施行規則第6条第1項に規定する事項について行い、その際は、標識設置報告書の添付書類の第2号から第8号までに掲げる図書を示す。

### ●不在者等への事前説明（条例第10条、条例施行規則第7条）

近隣住民の長期不在その他の当該建築主等の責めに帰することができない理由により、事前

説明を行うことができない時は、不在者説明書（様式第3号）により近隣住民へ周知を行う。

不在者説明書には、標識設置報告書の添付書類の第2号から第8号までに掲げる図書を添付する。

●事前説明等報告書の提出（条例第10条、条例施行規則第8条）

事前説明等が終了したときは、事前説明等報告書（様式第4号）を作成し、市へ提出する。

事前説明等報告書の提出は、標識を設置した日から起算して15日を経過した以後とし、事前説明等報告書を提出してから、30日を経過した以後に建築確認申請を行う。

●建築計画等の変更の手続き（条例第11条、条例施行規則第9条）

標識を設置した日から建築確認申請をしようとする日までの間に、建築計画を変更したときは、当該変更の内容について、標識の設置、事前説明その他の手続を行い、標識設置変更報告書（様式第5号）、不在者変更説明書（様式第6号）、事前説明等変更報告書（様式第7号）を作成し、市へ提出する。

また、提出した添付書類の記載に変更があるときは、変更に係る図書も提出する。

●建築計画の取りやめ（条例施行規則第10条）

建築計画を取りやめたときは、標識を撤去した上で速やかに建築計画取りやめ届（様式第8号）を作成し、市へ提出する。